

奈良県エコキャラクター「な～らちゃん」 使用要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、奈良県の環境保全を県民にアピールするために作成した、奈良県エコキャラクター「な～らちゃん」の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第2 「な～らちゃん」を使用しようとする者は、あらかじめ「な～らちゃん」使用承認申請書(以下「申請書」という。(様式第1号))に必要な書類を添付して、奈良県環境森林部長(以下「部長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及びその関係者等が奈良県の環境保全を PR する目的で使用する時。
- (2) 奈良県環境県民フォーラム会員及び奈良県ストップ温暖化推進員が奈良県の環境保全を PR する目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。

(使用承認)

第3 部長は、第2の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「な～らちゃん」の使用を承認するものとする。

- (1) 奈良県及び「な～らちゃん」の品位を傷つけるとき、又は奈良県の環境保全に関する正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 使用目的及び使用方法が、「な～らちゃん」制定の趣旨に反すると認められるとき。
- (3) 奈良県及び奈良県環境県民フォーラムが行う事業、関連事業等の推進に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) 「な～らちゃん」を第6に定める事項に従って使用しないとき。
- (5) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれがあるとき。
- (7) その他部長が「な～らちゃん」の使用について不適當と認めるとき。

2 使用承認の申請をする者は、その活動において、省エネ・省資源、環境の保全その他の環境の配慮に努めていなければならない。

3 承認は、「な～らちゃん」使用(内容変更)承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4 使用料は、無料とする。

(使用期限)

第5 使用期限は、使用の承認を受けた日から1年を超えた年の3月31日とする。ただし、第3の規定に違反していないと認められる場合にあっては、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

2 前項ただし書きの場合において、使用の承認を受けた者が、1年を超えて「な～らちゃん」を使用していないと認められるときは、使用期限を更新しないものとする。

(遵守事項)

第6 「な～らちゃん」を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、県の指示する条件に従うこと。
- (2) 部長が特に認めた場合を除き、イメージを使用するときは、定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (3) 「奈良県エコキャラクター「な～らちゃん」」であることを明記すること。
- (4) な～らちゃんの使用については、当該使用に係る物件の完成見本をすみやかに部長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもって代えることができる。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) その他部長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用取消し)

第7 部長は、使用がこの要綱及び承認された内容に違反していると認められるときは、「な～らちゃん」の使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、「な～らちゃん」使用承認取消書(様式第4号)をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 部長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(申請内容の変更)

第8 申請書の内容に変更が生じるときは、あらかじめ「な～らちゃん」使用内容変更申

請書(様式第3号)により部長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事務処理)

第9 「な～らちゃん」に関する事務は、環境森林部水・大気環境課において処理する。

(補 則)

第10 この要綱に定めるもののほか、「な～らちゃん」の使用について必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。